

令和7年度第3回 仙台市総合教育会議 議事録

日 時 令和7年12月2日（火）17：30～19：00

場 所 仙台市役所本庁舎8階 第2委員会室

出席者 仙台市長 郡 和 子

仙台市教育委員会 委員 佐 藤 淳 一

仙台市教育委員会 委員 庄 司 弘 美

仙台市教育委員会 委員 永 富 良 一

仙台市教育委員会 委員 松 野 大 二 郎

仙台市教育委員会 委員 高 橋 知 子

次 第

1. 開会

2. 協議

- ・いじめ防止等対策について
- ・仙台市教育構想2026中間案について

3. その他

4. 閉会

1 開 会

○事務局 それでは、定刻でございますので、ただいまより令和7年度第3回仙台市総合教育会議を開会いたします。

なお、本日の会議は、都合により長谷川委員から欠席する旨のご連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

それでは、この会議を招集いたしました市長よりご挨拶申し上げます。

○郡市長 今日も皆様方、大変お忙しい中を今年度3回目の総合教育会議にご出席賜りまして、本当にありがとうございます。

また、高橋委員におかれましては、10月にご就任いただいてから初めてのご出席ということになりますので、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

前回、9月のこの会議では、仙台市教育構想2026の骨子案を踏まえまして、次期教育構想における基本理念やその実現に向けた施策の基本方針について、委員の皆様方から闊達（かつたつ）なるご意見を頂戴いたしたところでございます。深く感謝申し上げます。

次期教育構想につきましては、10月に行われた第5回の検討委員会において中間案が取りまとめられたと伺っております。本日は、その検討状況を確認しながら、市長が定める教育大綱についても引き続きこの次期教育構想を大綱に位置づけるのかどうかということも含めまして、皆様方と協議させていただければと考えているところです。

また、次期教育構想の1つ目の基本方針にも掲げられております、いじめの防止対策に関してですけれども、10月末には国における令和6年度のいじめの認知件数等の調査結果が公表されました。そうした国の調査結果なども踏まえながら、本市における取組の一層の充実に向けまして、委員の皆様幅広くご意見をいただければと考えております。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

○事務局 それでは、以降の進行につきましては市長にごお願いいたします。

○郡市長 では、よろしくごお願い申し上げます。

本日の会議の議事録についてですけれども、教育委員会側の署名委員として高橋委員を指名させていただきます。どうぞよろしくごお願いいたします。

2 協議題

(1) いじめ防止等対策について

(2) 仙台市教育構想2026中間案について

○郡市長 では、早速協議に入ります。

初めに、2つの協議題につきましてご説明をいただきます。その後、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

では初めに、協議題(1) いじめ防止等対策についてでございます。教育長、よろしくお願いいたします。

○天野教育長 それでは、初めに資料1の1ページ目、1、文部科学省の動きについてでございます。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することとされました。この法律では、いじめの定義が規定されるとともに、地方公共団体や学校がいじめ防止等のための基本方針を策定することや、重大事態の発生時には調査組織を設置して調査を実施することなどが定められたところでございます。

平成25年10月には、この法律に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針が策定されました。この基本方針におきましては、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項などが示されたところでございます。

その後、平成29年3月に基本方針が改定され、さらに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが新たに策定されました。基本方針の改定では、いじめ防止や対処におけるスクールカウンセラーなどの専門家の関わり必要性や、いじめを受けた児童生徒への支援を的確に行うために、いじめ解消の定義の明確化などが行われました。また、ガイドラインでは、教育委員会や学校による重大事態への対処が的確に行われない事案などがあることの指摘を受け、そういったケースへの対応などについて示されたところでございます。

令和6年8月には、重大事態の発生件数が増加傾向にあることや、いじめ防止対策推進法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題が明らかになっていることなどを受けて、このガイドラインが改訂されました。この改訂により、いじめ重大事態に対する平時からの備えや対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明、重大事態調査の進め方など、調査実施における留意事項等が明確化されました。

2 ページ目をご覧ください。

次に、2、本市の取組についてでございます。

本市では、いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、平成26年3月に仙台市いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止等に取り組んできました。

平成30年4月には、市長部局にいじめ対策を総括的に担当するいじめ対策推進室を設置し、条例に係る検討をはじめ、全庁を挙げていじめ防止等の取組を進めてまいりました。

続いて、平成31年4月、社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を高め、未来をつくるかけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現することを目指し、仙台市いじめの防止等に関する条例を制定するとともに、仙台市いじめ防止基本方針を改定いたしました。

本市では、こういった基盤づくりを進めながら、具体的な取組を重ねているところでございます。

初めに、いじめの未然防止に係る取組についてご説明します。

(1) いじめ防止「きずな」キャンペーンです。毎年5月と11月に、全市立学校で本キャンペーンを実施しております。令和6年度より、いじめ防止「きずな」アクションを5月から実施することとし、小学校では、人と接する際に、相手を傷つけない言葉遣いをする、あるいは友達のいいところを伝え合ったりする取組や、中学校では、朝のあいさつ運動や地域清掃活動などを通して、ほかの学年との交流を行う取組など、児童生徒が主体的に考え、工夫を凝らしながら取組を進めており、児童生徒の意識向上を図っております。

(2) 学級生活アンケート調査の実施についてでございます。学校風土を把握する特別なアンケートを年3回実施し、教職員が児童生徒の理解等に努めるとともに、今後の対応や学級経営の方針策定に活用しております。

次に、いじめ事案対応に係る取組についてでございます。

(3) 仙台市いじめアンケート等の実施です。11月に全学校共通のアンケートを実施しております。このほか、学校独自のいじめアンケートや学校生活アンケートをそれぞれの学校で年に3回から10回程度実施し、児童生徒の状況を把握するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めております。

(4) いじめ事案集計表の報告についてでございます。各学校でのいじめ事案を所定

の集計表にまとめ、毎月、教育委員会が報告を受けております。集計表には、事案対応の都度記載し、児童生徒の欠席日数を毎月月末に更新することなどにより、不登校重大事態の把握につなげております。

(5) 24時間いじめ相談専用電話、3ページ目の(6) 仙台市いじめ・学校生活SNS相談についてでございます。相談専用の電話やチャット、SNSを活用し、いじめを含めた様々な悩みを抱える児童生徒の相談、SOSを受け、事案の早期把握や深刻化・複雑化を防止しております。

(7) 仙台市いじめ等相談支援室(S-KET)についてでございます。学校や教育委員会とは異なる立場で、いじめの問題に詳しい法律や心理の専門家が中心となり、相談を受けております。問題解決に向けて、学校など関係機関と調整を図るなど、児童生徒や保護者の支援を行っております。

(8) インターネット巡視についてでございます。児童生徒のインターネット等を介したトラブルの未然防止を図るため、SNSや掲示板等の巡視を実施しております。

次に、学校の人員体制に係る取組についてでございます。

(9) いじめ対策担当教諭の配置、(10) いじめ対策支援員の配置についてです。いじめの未然防止、早期発見と迅速な対応等について、校内の体制を整備し、学校組織を円滑に機能させる役割を担ういじめ対策担当教諭を市立小中学校に配置しているほか、いじめ事案を抱え配置が必要な小学校25校に、元警察官や元教員等のいじめ対策支援員を一定期間配置しております。

(11) スクールカウンセラーによる支援、(12) スクールソーシャルワーカーによる支援、(13) さわやか相談員の配置についてでございます。スクールカウンセラーについては全市立学校に週1日配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについては拠点校である市立中学校等に週1日配置、さわやか相談員については150校に配置するなど、それぞれの立場からいじめを含む児童生徒や保護者の悩みや相談に対応しております。

4ページ目をご覧ください。

次に、教職員の対応力向上に係る取組として、(14) いじめ防止等対策に係る総点検の実施と(15) いじめ防止等対策やいじめ対応に係る動画視聴についてでございます。年度初めに、全教職員によるチェックシートを用いたいじめ対応に係る基本事項の確認や学校いじめ防止基本方針の確認、そして見直し、スクールロイヤー作成動画の視

聴を含む校内研修などにより、いじめ防止の取組の点検を実施しております。

また、（１６）いじめ対策担当教諭には、従来のいじめ防止等に関する研修に加え、こども基本法の制定も踏まえ、こどもの意見表明権などについての講話や、児童生徒への指導の在り方に係るコーチングについての講話なども取り入れ、研修内容については各校でほかの教員に対して伝達研修を行っているところでございます。

次に、学校の対応力向上に係る取組についてでございます。

（１７）いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問についてです。教育局職員で編成するいじめ不登校対応支援チームが全ての市立学校を訪問し、未然防止の取組の確認や不登校対応に関する学校体制の確認、さらにOJTやロールプレイを取り入れた実践的な研修等について助言をしております。

（１８）スクールロイヤーを担っていただいている弁護士の方々による児童生徒向けいじめ予防授業や、（１９）いじめ不登校対策推進協力校を設置し、教育委員会より指導・助言を行いながら、いじめ防止等の取組を進め、推進協力校においては年度末に成果発表を行い、ほかの学校と共有し、取組の充実につなげることでございます。

（２０）仙台市いじめ防止基本方針の改定に関する通知についてでございます。本年４月の本市のいじめ防止基本方針を改定したことを受け、各学校に教職員への周知とともに学校いじめ防止基本方針の改定について通知いたしました。

５ページをご覧ください。

その他の取組についてでございます。

（２１）地域全体に向けた広報啓発として、社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の醸成を図るため、本市のいじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっぽ」やデジタル広告、リーフレット等を通じ、情報発信を行っております。

また、法や条例に基づき、（２２）仙台市いじめ防止等対策検証会議、（２３）仙台市いじめ問題対策連絡協議会、（２４）仙台市いじめ防止等対策本部会議を設け、本市のいじめ防止等対策の検証や関係機関、団体との連絡及び協議、そして仙台市役所全体との連携と取組を行っているところでございます。

次に、３、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」についてでございます。別紙をご覧くださいませでしょうか。資料１別紙です。

１ページ目、（１）表－１と表－２－１の本市のいじめ認知件数は、前年度に比べ減少しております。表－２－２は全国のいじめ認知件数になっており、こちらは増加傾向

にございます。

(2) の表-3 をご覧ください。校種別のいじめ認知件数は、小学校は7, 351件で前年より2, 867減少、中学校は1, 525件で、前年度より9件増加しております。全体では8, 882件で、前年度より2, 861件減少しております。

(3) の表-4 はいじめの解消率でございますが、本市は全国に比べて高くなっております。なお、解消の判断といたしましては、いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続しており、被害児童生徒及び保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できていることとされております。したがって、解消率100%が望ましいのですが、少なくとも1月から3月にあったいじめは年度末時点での調査で解消とは言えないところであり、引き続き早期の的確な対応と児童生徒のケアに努めてまいります。

2ページ目をご覧ください。(4) 表-5、児童1, 000人当たりのいじめ認知件数は、政令指定都市の中で3番目に多くなっております。いじめの認知件数は減少傾向にありますが、1, 000人当たりの件数は多い状況が続いております。文部科学省においては、全国的に見て1, 000人当たり約50件超の発生件数があるのではないかとする推計もあります。実際に起きているであろう発生件数と認知件数の乖離を統計学では暗数と言いますが、そうしたことも踏まえると、いじめ認知のための感度を上げる必要があると捉えることも必要ではないかと考えております。

(5) の表-6 でございます。学年ごとの1, 000人当たりのいじめの認知件数でございます。青色のグラフが仙台市の数値で、もう一本は全国の数値となります。本市においても、学年が上がるごとに減少傾向となっております。

説明は以上でございます。

○郡市長 ありがとうございます。協議題の(2) 仙台市教育構想2026中間案について、では教育長、説明よろしく申し上げます。

○天野教育長 それでは、協議題(2) 仙台市教育構想2026中間案についてご説明いたします。

今年の5月以降、有識者による検討委員会において検討が進められ、10月に行われた5回目の検討委員会において中間案が取りまとめられたところでございます。

それでは、中間案の内容についてご説明をいたします。右上に資料2と書かれた中間案の概要版、これをご覧ください。

初めに、本市教育の基本理念ですが、前回会議でお示しした骨子案から変わらず、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」としております。

基本理念の中の「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」の部分は、現構想の基本理念と同じであり、学びの循環という考え方を今後も踏襲すべき重要な立脚点としつつ、社会変化が激しく予測困難になっている時代への対応や、障害の有無や国籍の違い、それぞれの価値観などを超えて、様々な人と共生できるまちづくりの要請などの教育を取り巻く変化を踏まえまして、自分の成長を信じ、自分を大切にしながら、多様な主体と互いに認め合い、生涯にわたって自ら学び続ける人を育み、その一人一人が学びを生かして交流することでさらなる学びやまちの活力につながる好循環を実現したい、そうした考えを基にこの理念を掲げております。

続いて、概要版の2ページから3ページ目をご覧ください。基本理念の実現に向けて5つの基本方針を掲げております。基本方針1から3はいずれも学校教育に関するもの、基本方針4が生涯学習に関するもの、基本方針5が方針1から4の施策を効果的に実施するための基盤となる環境整備や人材育成などに関するものとなっております。

それぞれの方針について説明いたします。

基本方針1では、児童生徒の一人一人が安心して自分らしく学べる学校づくりのために、いじめの防止等対策や、登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援のさらなる推進などに取り組むとしております。

基本方針2では、自ら主体的に学び続ける意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育むため、小中学校で一貫して学ぶ英語を核とした新教科の創設などによる国際的な視点に立った教育や仙台自分づくり教育の推進などに取り組むとしております。

基本方針3では、多様性に目を向け、自他を尊重し、認め合う豊かな心の育成や、様々な環境にある児童生徒が自分らしく学び、自らの可能性を広げられるよう、特別支援教育の充実などに取り組むこととしております。

基本方針4では、障害の有無や国籍などに関わりなく、全ての人々が地域とつながりながら、それぞれのライフステージやニーズに応じた学びの機会を得られるよう、あらゆる市民が主体的に学び合える環境の充実や、歴史や文化を生かした学びの充実などに取り組むとしております。

基本方針5では、各種教育施策を効果的に実施するために必要な基盤づくりとして、

教職員の働き方改革や地域とともに歩む学校づくりの深化、学校や社会教育施設の計画的な整備などに取り組むこととしております。

4 ページをご覧ください。上の段には教育施策を進めるための各主体の役割を、下の段には教育構想の推進体制について記載をしております。基本理念の実現に向け、本市教育に関わる多様な主体と連携を強化しながら、計画的に事業を推進してまいります。

なお、資料の一番下にも記載しておりますが、現在、中間案に関する意見募集を行っております。市民の皆様から寄せられた意見を踏まえながら、年度内の策定に向け、引き続き検討を進めてまいります。

皆様のお手元には右上に資料 3 と書かれた中間案の冊子もお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

仙台市教育構想 2026 中間案についてのご説明は以上となります。

○郡市長 ありがとうございます。

ただいま教育長から、本市のいじめ防止対策について、また仙台市教育構想 2026 中間案について説明をもらったところでございます。

この 2 つ、両方を通して、重視すべき視点、また今後重点的に取り組んでいくべき教育施策などについて、委員の皆様方からご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、佐藤委員からお願いいたします。

○佐藤委員 よろしく申し上げます。

それでは、初めにいじめ防止等対策についてです。本市のいじめ認知件数が過去 3 年間のうち 2 年間は緩やかな減少傾向が見られましたが、昨年度は前年度より大きく減少しました。現在、調査方法等も含めて詳細な分析が行われていると思いますが、全国が増加傾向にある中、連続して減少を継続していること、解消率も全国との比較で高いことはしっかりと評価すべきことであると考えます。その要因を分析することで、その成果手法を一つでも明らかにすることができるのであれば、全市で共有したいところです。あくまでも長きにわたる課題解決に向けた途上での形成的評価ですが、改めて現場の先生方のたゆまぬ地道な実践とサポートを懸命に続けてきた担当部署、行政施策による多方面からのフォロー体制の結果だと私は認識しており、関係者の皆様の日頃の取組に心から敬意と感謝を申し上げます。

と言いましても、認知件数は依然として多く、いじめ問題の根深さと改善の道のりの

険しさを痛感させられます。一つ一つの事案が複雑化、困難化し、その対応に苦慮しながらも、様々な事例への対応スキルの共有化を図り、向上させ、これまで同様、学校・行政の幾重もの隙のない支援体制によって組織的解決をしていくことが必要不可欠なこととは言うまでもありません。現在も様々な施策が実施されていますが、その方向性を信じて、機能のさらなる充実と有効活用を図っていくことが肝要と考えます。

前回も述べましたが、学校サイドでは、いじめについては組織対応というのが大前提であり、教員による感度不足や情報共有の緩慢さはいまだ改善の余地があるように感じます。いじめの認知時における初動に細心の注意とスピード感を失うことなく適切な対応をすることと情報共有も同時に行うことなどの、まさに原則とも言える基本対応の一層の徹底が必要と考えます。

次に、仙台市教育構想2026中間案についてです。多くの議論を重ねて、中間案までまとめ上げました関係各位のご尽力に敬意を表します。

基本理念が現状よりさらに明確に構造化され、分かりやすい表現で指針が示されていると感じます。理念が端的に示され、イメージしやすいことは実効性の向上につながることで、とても重要なことです。さらに、基本方針は現状の6つのものから5つにと大きく枠組みを整理し、順序性と配置を刷新するなど、大胆ながらも緻密に練り上げられてきていると感じます。

特に基本方針1に示した一人一人が安心して学べる学校教育は、本市のいじめ問題等の課題改善への強い意志と覚悟の表れと解釈できるものと思われまます。これから5年間は、この問題のターニングポイントとなるように大いに期待しているところです。

全体を見ましても、見やすく分かりやすい整理と構成がなされており、今後さらに精度を上げての完成版が大いに期待できるものとなっているとの感想をもちました。

確かな学力について、所感を1点申し上げます。魅力的な授業、分かる授業の実践、積み上げによる確かな学力の定着は、学校教育の原点の柱と言えるものです。あくまでもその指標の一つですが、本市がこれまで全国学力・学習状況調査で好成績を収めてきている実績はもっと評価されるべきと考えます。これまでの本市の取組、一人一人の教師の授業改善への真摯な日々の実践の結果だと認識しています。新たに示されるこの答申においても、これまでどおりしっかりとこどもたちの確かな学力の向上を図ってほしいと願います。

最後に、先日、鶴谷小学校の学習発表会を、私の大学の学生のゼミ生とともに参加し

ました。こどもたちが全力で発表している様子を見て、来年度から教師になる学生たちが感動して涙を流していました。こどもたちの頑張る姿や屈託のない笑顔は、多くの人に元気を届けます。こどもたちは未来、希望そのものだからです。学生たちも、半年後には自分が学校現場にあるという、自分を重ねていたのだと思います。

しかし一方、学生たちの心は大きく揺れています。当初は教師になることを夢見ながらも、現場の実態を知るにつけ、教師になることに躊躇している学生の声をよく聞きます。学生の保護者も教員になることはあまり推奨しない傾向も感じております。あまりにもいじめ対応や保護者クレーム対応、苛酷な勤務実態など、負の部分がクローズアップされ、やりがいとか使命感とかが埋没しているのです。全国的に教員志望者が減少していること、これは大変憂慮すべき実情です。教師という仕事が希望と夢を抱けない職業になりつつあることを私は今、教員養成の場で直接実感しています。

教育が国造りの根幹をなし、未来を創出していくことは誰しもが承知していることです。学校教育は、いかなるときでもこどもたちの未来を指し示す場であり、教師とともに未来を創造していく場です。基本方針5にあるように、教師が輝いてこそ、こどもたちはきらめくのです。この教育構想が膠着状態と感ずるこの教育業界の現状を少しでも打開し、仙台のこどもたちが教師とともに希望を抱き、自分を信じ、前を向いて成長していく羅針盤になってほしいと願います。

以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

いじめの対応につきましては、日々、学校現場でまずは対応を取っていると思います。地道な努力があつてのこと。そしてまた、教育委員会と市長部局、緊密に連携しながら様々な施策に取り組んでいるところでございます。認知件数については、いじめをどれだけキャッチできるのかということ、そして深刻化しないうちに、それをどういうふうに対応できるのか、発見をいかに広範にできるかということの意味する側面もあるんだと思いますけれども、引き続きしっかりと対応していかなければならないと思っています。

佐藤委員からの初動対応の迅速化、それから情報の共有と組織的な対応の重要性についてお話がありましたけれども、私も深く共鳴をするものです。いじめ事案は、おっしゃられるように多様化もしていますし、複雑化、困難化もしていて大変難しい状況でもございます。こうした事案への対応もしっかりと現場で対応しながら、教育委員会とと

もに、こどもたちの安心・安全、そして、楽しく学べる環境をつくっていくということに努めてまいりたいと思います。

それから、確かな学力の育成ということについてお話がございました。やはり、学校教育の中心は授業です。全国の学力調査で好評価を得ているわけですがけれども、これは先生方が日々こどもたちと向き合っていてどういうふうに授業を構築していくのかということに取り組んでおられる成果だと思います。分かりやすい授業を実現していることによって、この結果が出ているんだと認識をします。教育委員会では、今後も学校と連携して、先生方の指導力の向上を支援しながら、学力の向上につながる取組の充実を図っていただきたいと考えています。

それから、教師を目指す方が減少しているということ。現場のお話を聞かせていただきました。全国の自治体も採用に苦慮する状況になっているところがございます。大変憂慮すべき事態だと思います。こどもたちの笑顔や成長をしっかりと間近で見ることのできる教師の魅力というのをこれまで以上に広めていく必要もあるだろうと考えています。

そこで、本市といたしましては、新たな大学で学生さん向けの事業説明会を実施してきております。そうした場で、教員を志す方々が学校現場を直に体験できる事業を重点的に広報して、教師の魅力というのをより多くの皆さんたちに知っていただけるような機会を創出したいと考え、取り組んでいるところです。ぜひ教師の皆さんたちが明るい未来を構築できるように、ぜひ教壇に立っていただいて、こどもたちに笑顔で学びを提供でき、ともに学んでいけるような環境のために私どもも取り組ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、次に庄司委員にお願いします。

○庄司委員 よろしくお願いします。

学校で先生に相談したり、また、家庭で親や兄弟に悩みを打ち明けたりしているこどもがいる一方で、悩みを誰にも相談できずに抱え込んでしまっているこどももいます。こどもたちや親が悩みを相談したり、助けを求めたりできる環境はいろいろありますが、そこには安心して話せるということが大事なのではないかと考えます。

私は常々、こどもたちはたくさんの大人と出会ってほしいと思って活動しています。たくさんの大人から違いを見つけたり、先生や親以外にも話せる相手を見つけてほしいからです。小さなこどものまとまらない話を聞くこと、小さなこどもに限らず、最後ま

で話を聞くことはなかなか容易なことではありません。ついついこどもが話している途中で、それは違うんじゃないと大人が自分の考えを話してしまったり、スマホを操作しながら話を聞いていたり、このような対応で話を聞かれたら、こどもは二度と話をしてくれなくなってしまいます。こどもたちが安心して話してくれること、そして大人が話を最後まで聞くことはなかなか難しいことです。家庭でも、こどもの話を最後まで聞くことを実践してほしいと思います。

こどもたちを守る。私のようなこどもが成人となっている地域の間人も、一人一人がそれぞれの場において自分ができることを考え、行動する。例えば朝の通学時の声かけならできる人も多いのではないのでしょうか。大人目線でのこどもを守るは、日常生活の中にたくさんヒントがありそうです。日々の生活の中で、こどもを支え、励まし、守る。そして、こどもたちもこどもを守る。いじめはやってはいけない、許さない。こどもたちも自分事として考える。クラス全体で、学年全体で、学校全体で協力して動く。大人の本気とこどもの本気。守るのは一方ではないと考えます。こどもたちを信じて守るということを一層考えていきたいと思います。

○郡市長 ありがとうございます。

こどもたちが安心して自分の悩みというのを話せる環境づくりというのは、学校や家庭だけではなくて、地域全体で取り組むべき課題なんだろうと思います。本市においては、PTA活動や地域学校協働活動などを通じまして、先生や保護者以外にもこどもが信頼できる大人と出会える機会というのを広めているところです。放課後こども教室あるいは地域ボランティアに参加していただきまして、多様な世代の方々がこどもと関わるということをやっています。話を聞く姿勢を大事にする、大切にす文化というのを育てているところですが、なかなか難しい面もあるんでしょう。今後も、こどもたちがここだったら安心して話せるというような環境づくりにしっかりと市で連携して取り組んでいきたいと思っています。

また、こどもたちをいじめから守るためには、こどもたち自身がいじめを自分事として捉えていくということが重要です。話し合っ、そして、行動していくということも求められるんだと思います。先ほど教育長の説明の中にもございましたけれども、いじめ防止「きずな」キャンペーン、これなどもいい機会だと思っていますし、こどもたちの主体的な取組の充実にも資するものだと思っています。大切にこの取組も進めたいと考えます。ありがとうございます。

では、永富委員、お願いします。

○永富委員 よろしくお願いします。

いじめ対策についての発言が中心ですけれども、これは基本構想の基本方針のほうにうたわれていますので、その各論としてぜひ実現していただきたいことについてお話し申し上げます。

仙台市の教育施策の基本方針の第一に、子どもたちが安心して学べる学校教育の中でいじめ防止等の対策を重点的に進めています。未然防止や早期発見により一定の成果が上がっていますが、残念ながら心痛める事案が依然として発生しています。また、いじめの構造が複雑化する中で、早期発見後の対応が必ずしも当事者である子どもや保護者にとって望ましい形には結びついていないケースも見受けられます。

これまでの様々な事例について報告を伺い、特に以下2点について提言したいと思います。

第1点は、いじめ未然防止としての仲間づくり支援の強化。これはいじめ未然防止について、「きずな」キャンペーンとあるのは承知の上ですけれども、いじめの未然防止とは、言い換えればお互いを尊重し合える良好な仲間関係を育てることになります。人間は社会的存在であり、共同体に所属することは不可欠です。子どもたちは、家庭という最初の共同体から出て、学校で初めて家族以外の共同体の一員になります。学校という共同体は、あらかじめ出来上がった器ではなくて、子どもたち、教職員、保護者がともに形成していく場となります。子どもにとって、まず所属するクラスは最初の共同体体験となります。そこでは、異なる個性を持つ他者を理解するコミュニケーションと、ともに過ごす上でのルールが欠かせません。従来の未然防止の取組として、いじめをしない、いじめられている仲間を助ける、ひとりぼっちの子どもに声をかけ仲間に入れるといったルールをクラスで徹底することが重要だとされてきています。一方で、仲間関係の形成にはルールだけでは不十分であり、協働的な一緒に働く経験の積み重ねが不可欠です。

学習指導要領では、生きる力を育むために、特別活動、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事が位置づけられています。これらの活動は、子どもが集団の中で自分の役割を理解する機会になっていますが、必ずしも信頼し合える仲間づくりに直結しない場合があります。自然に仲よしグループが生まれる一方で、そこに入れない子どもたちが取り残されたケースもあります。

ここで、私が個人的にですけれども注目すべきは、体育科、スポーツ活動の特性です。スポーツは、能力の違いを自然に認識する。その上で協力し合う必要がある。役割分担が生まれ、お互いを支え合うコミュニケーションが生じるといった特徴があり、共同体の中で自分の位置づけを理解し、他者と協働する経験を自然に生み出すという重要な役割を果たすことが可能だと思います。すなわち、体育の授業は、心身の健康の向上だけではなく、仲間意識の醸成、信頼関係の形成、自然発生的ではない新しいつながりの創設をもたらして、いじめの未然防止に大きく貢献し得る活動です。

基本方針の2に、体力向上を目指した運動の日常化の推進とありますが、加えて、こういういじめの未然防止につながる仲間づくりのむしろ前向きな取組も必要になってくるものと思います。もちろん体育、スポーツだけではなく、演劇あるいは音楽などの芸術活動、PTA、地域活動などにも同様の効果があると信じています。ただし、信頼関係は一度の活動では生まれにくく、継続性のある取組が重要だと思います。したがって、学校教育の中で継続的な協働活動を通じて子どもたちのコミュニティー力を育む機会を明確に位置づけて強化していただくことがいじめ未然防止にとって極めて重要だと思います。

第2点は、これは以前も申し上げてきたことですが、発達特性を持つ児童への適切な医療的支援の活用についてお話し申し上げます。

これまでのいじめ事案の報告の中で、発達障害、これは注意欠如・多動症あるいは自閉症スペクトラム障害などに関連する行動特性がいじめのきっかけとなったケースが少なくありません。多様な個性を包摂する社会が理想ですが、現実には特性がクラスメートにとって違和感として受け取られてしまい、関係性がこじれることがあります。発達特性を隠したり変えたりすることはできませんが、医療的支援を活用することで学校生活がスムーズになり、集団になじみやすくなる場合もあります。また、このような支援は将来の社会適応にとっても有用であることが多くの研究あるいは臨床現場で報告されています。もちろん医療的支援の利用には本人、保護者の受容の問題もあり、丁寧な説明と選択肢の提示が不可欠です。しかし、必要な場合には、学校、家庭、医療が連携し、子どもの特性に応じた支援を適切に提供することが全ての子どもが安心して学べる環境づくりにおいて重要だと考えます。

まとめますと、いじめ対策をより効果的に進めるためには、体育、スポーツ、文化、地域活動など、協働し合う継続的な活動を通じた仲間づくりの強化、2つ目は発達特性

を持つ子どもたちに対する医療的支援を含む多角的なサポート体制の整備の2点が重要だと思います。

学校、家庭、地域、医療が連携して、全ての子どもが安心して学べる環境を構築されることを期待したいと思います。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。体育の授業というのは、その子の体力を向上させるということのみならず、チームワークを形成したり、一人一人の違いを認め合う姿勢ですとか、仲間への思いやりといった人間性を育むことなども目標の一つとされているものと認識をしています。また、ご指摘いただきましたように、文化・芸術活動、地域活動においても協力して目標を達成する経験を通じて、子どもたちが多様な方々と関わり合っただけで必要な社会性も育まれるものと、そのように存じます。こうした取組の継続で、子どもたちの間に健全な信頼関係が築かれていくということを期待します。

また、発達障害に起因する行動特性によって、集団になじむことが難しいケースについても言及がございました。そのような場合にも、お互いに理解を深め、尊重し合うことは重要なことです。また、医療的な支援を必要とする場合、それを利用するときに、本人はもとより、保護者あるいは学校、福祉、医療、これも連携した上でないとなかなか難しいと思います。適切な支援を行っていくことには、連携というのが重要になってくるものと思います。全てのお子さんたちが安心して学び、自分らしく成長できるように、多様な個性を尊重していくことが大切だとお話を伺いながら、さらに思ったところでもございます。ありがとうございました。

では、次に松野委員、お願いします。

○松野委員 よろしく願いいたします。

仙台市がこれまで献身的に取り組んでこられたいじめ防止の多岐にわたる施策、例えばいじめ防止の基本方針の策定、アクションプランの実施、教職員研修の充実、そしてスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の配置といった献身的なご尽力に一保護者として心より感謝申し上げます。これらの取組が子どもたちを守るための強固な土台を築いていることは間違いないと思います。

先日の調査結果においても、仙台市のいじめ認知件数が多いことは、先生方が子ども一人一人に真摯に向き合い、小さな変化にも敏感に気づき、丁寧に対応して下さっているあかしと受け止めています。この早期の気づきこそがいじめの深刻化を防ぐ第一歩であり、現場の努力のたまものだと思います。

一方で、地域や学校間で対応の格差や認知件数と実際の被害者数との乖離、いじめの定義の広さによる加害・被害の入れ替わりなど、課題も見受けられます。いじめ未然防止対策の「きずな」キャンペーンやいじめアンケートについてですが、アンケートを最初に目にする先生方の多忙による初期対応の遅れといった課題もあるのではないのかなと思います。

また、「はじめのいっぽ」などのポータルサイトについて、仙台市が提供するすばらしい支援策が十分に周知されていないという現状もあります。使い方についても、現在困っていること、悩んでいることを相談してみませんかというバナーがあるんですけども、そこにクリックすると、まず仙台市教育委員会のホームページにアクセスされます。しかし、アクセス後はどこに相談したらよいのか、正直分かりにくい仕様ではないのかなと思います。悩みを抱える子どもや保護者が必要な情報に迷わずたどり着けるよう、スマートフォンでの利用を前提とした、今すぐ相談できる場所等の視覚的な明示をサイトの最上部に設けていただくと、より多くの子どもたちや保護者が救われるのではないのかなと思います。

いじめの早期解決には、学校と家庭の連携が不可欠です。しかし、共働き世帯の増加により、家庭で子どもと向き合う時間が限られているという家庭もあります。そこで、子どもが安心して心を開ける家庭環境を支えるような家庭の居場所化支援といったような施策の検討をお願いしたいです。日々の関わりが心の安全基地を育むと僕は思っています。いじめを少しでも減らすには、まずは保護者が傍観者から当事者へと意識を変革し、学校や行政任せではなく、積極的に協力できるような仕組みづくりをすることが鍵だと思います。我が子の安心は地域全体の子どもの安心につながるという意識の醸成が仙台市のいじめ防止の底力を高めると僕は信じています。

このような市民の意識改革と参画は、仙台市教育構想2026の基本方針1、一人一人が安心して学べる学校教育の実現に直結するものであり、行政、地域、家庭が有機的に連携する安心ネットワークの構築が必要だと思われれます。さらに、いじめの未然防止には共感力の育成が重要ではないかとも捉えます。これは知識として教えるものではなく、自分が受け入れられたという心の体験の積み重ねによって育まれるものと思います。

共感力を育む3層のアプローチとして、家庭での土台づくり、学校での発展、地域での実践を提案させていただきます。家庭では、保護者が子どもの感情を受け止める、共感のモデルとなること、学校では、協働的な学びを通じて違いを認め合う力を育てるこ

と、地域では、行事やボランティアなどを通じて誰かの役に立つという経験を積み、地域への信頼と愛着を育むことが重要ではないのかなと思います。

この家庭、学校、地域の3層で共感を育むアプローチが仮に市民全体で推進していくことができるのなら、こどもたちの自己肯定感を高め、また他者を思いやる力を持った未来の担い手を育てることにつながるのではないのかなと思います。

仙台市がこどもたちの安心を起点とした学びと成長を実現するモデル都市となることを心から願ってやみません。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

まず、いじめ防止対策は、私たち大人がこどもたちの小さな変化に気づいてあげられるかどうかということにかかっているんじゃないかと思っています。そして、深刻な事態に陥る前に対応を図ることが肝要なわけですし、お話にございましたように、いじめの認知件数についてはこどもたちへの丁寧な関わりの結果であるとも言えると認識をしております。

学校現場の教職員がこどもたちに向き合うことのできる環境づくりにも意を用いながら、いじめの迅速かつ適切な対応の徹底を図っていくこと、それから、こどもたちや保護者の皆様方が悩みに応じた適切な相談先につながって、必要な支援を速やかに受けられるように、分かりやすい情報の発信、これはとても重要だと思いますので、ご指摘いただきました点もしっかり見直しを図ってもらいたいと思います。

保護者の方々の意識についてご指摘もいただきました。保護者の皆様がこどもたちのことを思って協力し合っていただくということ、これはこどもたちを守る大きな力になるものと思います。

それから、委員がおっしゃるとおり、こどもたちに共感力や思いやりの心を育むためには、まず自分を受け入れてもらう環境づくりが大切ですし、それが自己肯定感を高め、他者を思いやる心にもつながるものと考えています。学校、家庭、地域、この3層で目標を共有して、それぞれの立場で役割を果たしながら、こどもたちの共感力や思いやりの心の育成、また安心して過ごすことのできる地域、学校づくりを進めていくことが大切だと思います。ありがとうございました。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 よろしく願いいたします。

いじめ事案対応に関わる取組において、アンケートを実施するほかに、学校独自のい

じめアンケートや学校生活アンケートを実施するとありますが、この学校独自のというところがとても重要かと思えます。仙台市内共通のアンケートだけではもしかしたら拾い切れない事案もあるかもしれないということと、学校独自目線でのアンケートの内容にすることで、より子どもたちに寄り添う問いかけや悩みを打ち明けやすくできるのではないかと思えます。

教育構想にあるいじめ防止対策の取組として、インターネット巡視の実施とありますが、これはSNSやインターネット掲示板などで誹謗中傷や不正な個人情報の掲載トラブルなどに巻き込まれないための策であると承知しておりますが、昨今では、この世界でしか表現ができない子どもたちも増えてきているので、大変重要な策であると考えます。

学校の対応力向上に関わる取組において、スクールロイヤーによる児童生徒向けいじめ予防授業の実施とありますが、対象が5年生からとなっております。この5年生から対象という理由は、抽象的な思考力や理解力がある程度必要だということと理解しておりますが、可能であれば、さらに低学年からの関わりがとれるものにしたほうがよいと考えます。

また、中間案においては、基本方針5にあります②教員の資質・能力の向上と人材確保というところは大変重要かと思えます。常々感じるのは、新任教員の存在です。子どもたちから先生と呼ばれる全ての先生において新任教員という存在がまだ社会経験の乏しい人材が教育の場に即現場になるということは、子どもたちにとっても不安を与え、また、家庭とのコミュニケーション能力にも欠ける可能性があると考えます。新任教員の配属の仕方や教員教育の場を充実していくことも必要かと思えます。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

各学校で実施している学校独自のアンケート、インターネット上の誹謗中傷対策などはとても重要で、子どもたちをいじめから守るための効果的な取組です。引き続き、創意工夫を重ねながら取り組んでいただきたいと思います。

それから、本市のいじめ認知件数について、例年、低学年ほど件数が多い状況を踏まえますと、これはご指摘いただきましたように、低学年の児童に対しても、いじめ予防授業の検討も必要になってくるんじゃないかなと思えました。ありがとうございました。

それから、新任教諭の話です。教員は、経験の有無にかかわらず、子どもたちの前では先生として立たなければなりません。大学卒業を機に学生から先生へと立場が変わる

わけで、相当な不安やプレッシャーを持っているのではないかと推察もできます。そうしたことから、教員を目指す学生さんに対して、学校の現状を学ぶ機会というのを提供したり、それから、教壇に立つ前にはプレゼミナールを開催しているそうでして、今年度から一部の学校ではチーム担任制を採用するなど、若い先生に対してベテランの先生が見守ってくださっている、また助言をもらえるということで、実効性の高い取組になっていると聞いているところです。最初は誰も新人でありまして、こうした取組も推進し、組織として新任の先生をしっかりとサポートしながら、これまで以上に教員の皆さんたちが子どもたちと一緒に成長できる学校になることを期待したいと考えます。よろしくをお願いします。

では、今日欠席をされております長谷川委員からもご意見を頂戴しているということでした、長谷川委員のご意見、それでは教育委員会事務局からご紹介いただこうと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 それでは、長谷川委員よりいただいたご意見を代読させていただきます。

本日は、教育心理学の観点から、いじめ問題についてお話ししたいと思います。先日、いじめ研究の専門家を交えて行われた学校現場での問題行動についてのディスカッションに参加しました。その中で印象的だったのは、日本のいじめ問題には他の国と異なる特徴があるという指摘です。例えば友人関係の中でいじめが起こることや関係性攻撃が多いことはよく知られています。特に示唆的だったのは、教師との関係性に関する話でした。日本の子どもたちは、一般的に教師への信頼感が高いにもかかわらず、いじめのことになる、教師に打ち明ける割合が他国よりも低いことが示されています。また、学校を風通しのよい場にしようと、保護者の来校機会を増やす取組も紹介されましたが、必ずしもそれでいじめが減るとは限りません。外からの監視の目を増やしても、いじめはより巧妙に隠れてしまう可能性があります。

では、日本の子どもたちにとって本当に必要なことは何でしょうか。私は、次の2つが大切だと考えます。第1に、子どもが安心して話せる、安心して過ごせる環境を教師が日常の中でつくっていくこと。第2に、心の通う人間関係を育てることです。

まず、安心できる環境とは、子どもがいざというときに相談できる体制があることです。教師が忙し過ぎると、子どもは遠慮してしまいます。また、子どもによって助けを求める方法は様々です。アンケートで打ち明ける子もいれば、察してほしいと態度で示す子もいます。ですから、学校は子どもの声を拾うための複数のチャンネルを用意する

必要があります。居場所づくりも大切です。現在の学校に求められるのは、みんな仲よくだけではなく、1人でいても安心できる場所です。子どもたちは、時にいつも元気で前向きでなければならないと期待され過ぎています。けれど、人間には強過ぎず弱過ぎず、ほっとできる時間も必要です。このように、ルールのない自由ではなく、安心できる学校、安心できる学級こそがいじめを防ぐ土台になります。

次に、心の通う人間関係づくりについてです。子どもたちは、いじめが悪いことだと知っています。それでも起こってしまうのは、同じ出来事でも感じ方が人によって違うからです。ある子どもは威圧的で怖いと感じる言葉を別の子どもは元気で気持ちがいいと受け取るかもしれません。また、よかれと思って言ったことが他者には異なって捉えられることもあります。こうした感じ方の違いを理解し合うには、他者と関わるためのスキルと多様な他者を受け入れる寛容性が必要です。他者と関わるためのスキルの一つに、感情を上手に扱うスキルがあります。感情を上手に扱うスキルには、怒りを抑えるだけでなく、自分の感情に気づき、上手に伝えることも含まれます。感情は行動のエネルギーであり、コミュニケーションの言語です。子どもたちは、感情の扱い方を学ぶことで自分とも他者ともよい関係を築けます。様々な社会的スキルは学ぶことができるのです。一方、寛容性とは、自他の違いを認めることです。これは簡単ではありませんが、人は一生かけて学ぶ価値のあることです。

さて、近年はSNSやネット上のいじめも増えています。情報モラルについては、大人自身が学び、保護者向けの研修や啓発も進める必要があります。いじめは誰か1人の努力で解決できる問題ではありません。学校、家庭、地域がそれぞれの立場で安心できる居場所と心の通う人間関係をどうつくるかを考え続けることが大切だと思います。以上となります。

○郡市長 ありがとうございます。長谷川委員からのご意見を読んでいただきました。

子どもたちが安心できる学校というのは、教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また、さわやか相談員なども導入し、悩みを抱える子どもたちの声を聞いていると認識をしています。また、アンケートなどには書き込んでなかなか声に出せないお子さんがいるとすれば、その思いというのをそのアンケートから拾い上げて対応していくということ、このことにも努めていただいていると思っています。

それから、一人一人の子どもが自分らしく安心できる居場所というのを確保するとい

うのは重要なことではないかと思っております、同じ思いだなどお聞きしたところで、ぜひ安心して話せる、安心して過ごせるという環境を教育委員会、地域、連携して、社会全体で構築していくことが重要なんだろうと思います。

また、心の通う人間関係を育てるということでお話をいただきました。大人でも少し難しいところがあるかもしれないなとも思いながらお話を聞かせていただいたところです。自分の感情がどういうふうにあるのかということに自分自身でしっかり気づいていく。そして、それぞれの違いをしっかり尊重できる。そして、言葉でいかに伝えていくのかという、このことを子どもたちにばかり求めるのではなくて、大人が必要だとも思いながら聞きましたが、やはり人間関係の基盤となるものですから、小さい子どもたちの中にもこういうことをしっかりと根づかせていく必要があるんだなと感じました。

子どもたちが様々な人々、それから社会との関わりを通して、よりよい人間関係を構築するためには、やはり社会全体でみんな考えて、みんなで対応していくことが重要なのではないかということも思ったところです。

それから、コミュニケーションスキルを高めていくためには、いろんな教育活動の中で学校行事ですとか、それからまた体験活動の充実も図っていると聞いていますが、これらの取組もどのような効果があったのか、検証しながら進めてもらいたいと思います。

いろいろお話をいただきました。皆様、ありがとうございました。

いじめの防止対策については、これまでも何度もお話を申し上げているように、最重要課題と位置づけて様々な取組を行ってきましたけれども、今、委員の皆様方からご発言いただきました視点も踏まえて、次期教育構想の基本方針にもあるように、児童生徒一人一人が安心して学ぶことができるように取組を一層充実させてまいりたいと思います。

子どもも大人もお互いに認め合って、生涯にわたって学び続けていくということは、これからの時代を生きるあらゆる人にとって欠かせないものでありますし、それを支える学びの基盤整備の必要性など、次期教育構想に掲げる基本理念や施策の方針について、私も同じ思いを抱いているところでして、今後、最終案の取りまとめに向けて議論が進められると思います。

次の教育大綱を市長が定めるということになっています。中間案における基本理念や施策の方針を踏まえますと、教育大綱として位置づけるということにしているのではな

いかとも感じたところでは、いかがなものでしょうか。また皆様方からのコメントを踏まえましても、どうなのかということについて、ご議論いただければと思います。いかがでしょう。では、永富委員、お願いします。

○永富委員 大綱として位置づけるべきと、私は賛成でございます。

○郡市長 ありがとうございます。

○永富委員 先週末、関西において大学の倫理哲学を専門とする先生からお話を伺う機会がありました。その先生は、大学生を対象に、ワークショップ形式で「人間の交流の中で生まれる言葉」を深掘りする授業を行っておられます。その授業の中で「友達」というテーマを扱った際、約20名の学生から「友達という言葉は死語ではないか」という発言があったそうです。学生たちの認識としては、サークルのメンバー、クラスの仲間といった関係性は存在するものの、「それを“友達”と呼ぶのかはよく分からない」というものでした。中学・高校時代の友人関係について尋ねても、「メンバーではあるが、友達とは違う」という受け止め方が示されたとのことでした。

この点については、実は本日の会議前に佐藤委員とも話題にしたところですが、現在の大学生の中には、中学・高校時代にコロナ禍を経験し、対面で人と付き合う機会を十分に持てなかった世代が含まれています。さらに、その倫理哲学の先生の分析によれば、そうした学生たちは、人との関係においてSNSごとに異なる「顔」を使い分けているという特徴があるとのことでした。

例えば、あるSNSでは元気な自分、別のアカウントでは悲しい自分、つらい自分を表現する、といった使い分けです。教員の立場から見れば、決して楽な在り方とは思えないものの、学生本人たちはそれを当たり前の人間関係の形として受け止めている。その現実には、私は大きな衝撃を受けました。

確かに、SNSを通じて、本当の自分をすべてさらけ出さなくても人とつながることは可能です。ここで強調したいのは、SNSそのものを否定しているわけではないという点です。しかし、そのような付き合い方が日常化しているからこそ、学校という場において、面と向かって人と関わること、さまざまな困難や違いを乗り越えながら、共に生きる経験をする、その中で「仲間」をつくっていくこと、の重要性が、これまで以上に高まっているのではないかと感じています。

その意味で、私は強い危機感を覚えました。そして、本日ここで議論してきた内容は、まさにこうした現状認識と、それに対して社会や教育がどのように応えていくかと

いう課題に直結するものだと、改めて認識する必要があると考えています。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。永富委員から大変興味深い、そしてまた、お話を伺えば、そういう側面もあるかもしれないと思ったところです。やはり他者との関わり方、自分自身をどういうふうに位置づけて対応していくのかということについて深く考えさせられたところでもございます。

○永富委員 一点、付け加えさせていただきます。先ほど申し上げた倫理哲学の先生との議論の中で、改めて重要だと感じた点があります。それは、SNSを介したコミュニケーションの多くは、基本的に言語的コミュニケーションであるということです。アバターやスタンプ等を用いて表情を表現することは可能ではありますが、本来私たちが日常の対面の中で行っているような、表情を読み取る、相手の顔色をうかがう、その場の空気や間合いを感じ取る、といった非言語的コミュニケーションとは性質が異なります。こうした非言語的なやり取りは、人と人とが共に生きていく上で極めて重要であり、今後はむしろ、意識的に大切にしていける必要があるのではないかと感じました。その文脈で考えると、スポーツ活動、芸術活動、地域における共同的な活動などの、言語に依存しない身体的・感覚的な共有体験の価値は、今後ますます高まっていくものと考えられます。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。今の永富委員のご指摘もありましたけれども、ほかに委員の皆様方から何かご意見ありますでしょうか。では、松野委員、お願いします。

○松野委員 今の永富委員のお話を聞いていて、ふと思い出したことがありました。ちょうど3年くらい前の話なのですが、うちの学校のPTA役員さんのお子さんがしばらく学校に来られていない時期があって、その子と一緒に話したことがあったんですね。こどもって、場面によって自分を使い分けるのがすごく上手な年代だなと、その頃から感じていたんですけど、その子にふと松野さんは、PTA会長のときと仕事をしているとき、家にいるときって、同じ人なの？って聞かれたんです。その質問がすごく鋭くて、ああ、そういうところを見てるんだなと思って。で、私はそのとき全部演じてるんだよって話をしたんです。そしたらその子が じゃあ本当の自分って何なんだろうって言い出して、そこから一緒に少しずつ考えていこうねって話をしていたんですね。そしたら、その子、今は役者になっているんです。なんだか、そのときの会話がひとつのきっかけになったのかなと思うと、不思議な気持ちになります。さっきの永富先生のお話を聞いていて、こどもが自分を使い分けるっていうのは、ただの迷いじゃなくて、新しい自分を見つけ

るチャンスにもなるんだなと改めて思いました。そして、そういう変化に周りの大人が気づいてあげることも大事なんだろうなと感じて、発言させてもらいました。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。面白いエピソードも交えていただきました。ありがとうございました。

ほか、皆様方がいいがでしょうか。なかなかコメントしづらいところもありますけれども、いかに生きるかということに通ずるところでもありまして、そういう意味合いで、よりよく生きるために自分は何ができるのか、自分はどうあるべきなのか、そして他者に対してどうあるべきなのかということを考えてもらえるような、そういう必要性というんでしょうか、これは教育の分野でも担うわけですし、また、家庭でもそういうことを担わなければいけませんし、社会においてもやっぱりやっていかなきゃいけないことなんだろうと思います。

今日は何か難しい、少し哲学的な要素も含めたお話になりましたけれど、現実的にやはり社会はものすごい変化をしているわけですし、本当に多様な考えを持つ複雑な社会になっているということは否めないんだと思います。そういう中で、いかにその人らしく生きながら、安心して過ごせるのか、他者のために役立つというところと少し語弊があるかもしれませんが、どんなふうにしていくのがいいのかということも常々考えられるような、そういう仙台をつくっていかなくちゃいけないということも改めて思ったところでございます。

教育長、何かお願いします。

○天野教育長 今、永富委員からお話のあった友達の定義ということなんですが、使い分けをしているということについては、例えば平野啓一郎という作家が言っている分人という、分ける人と書いて「分人」、要するに1人の中に幾つもの人がいて、それを使い分けているということについて、若い人たちからすごい共感を得られているということを見聞きしているんですけども、結局使い分けをしているというのは、若い人にとっては自分を守るすべかもしれないと。自分の尊厳を守るために使い分けをしているということを考えると、学校教育において、庄司委員からもお話がありましたが、話を聞いてあげる、逆の立場で言えば聞いてもらえるということが非常に尊厳を守ることになって、その人の自己有用感だったり、他者に対して反射的に優しくできたり寛容になったりということがあるので、やはりこどもたちの話を聞いてあげることが対話的アプローチであるし、例えばオープン・ダイアログも含めた対話的なアプローチだと思っ

ていますので、今、実は宮城教育大学の先生とも少し相談を始めたところでございます。不登校の支援の方策の一つとして、そうした対話的なアプローチというものによる教育プログラムというのをつくれないかというのを今相談を始めたところですので、何かそういうものと通底するようなお話だったなという気がしました。

○郡市長 いかがですか。

○永富委員 「分人」の考え方は言葉を換えると「マルチセルフ」という考え方に置き換えることができます。一人の人間が複数の側面やポテンシャルを持ち、場面に応じて異なる顔を使い分けること自体は、必ずしも否定的に捉える必要はないという考えです。人は、それぞれ異なる場において、異なる能力を発揮し、異なる役割を担うということが自然に起こります。その意味で、複数の「顔」を持つことは、多様な可能性を生かす在り方として、前向きに評価される側面があると思います。先ほど天野教育長がおっしゃったように、現在、若者や子どもたちが「顔を使い分ける」背景には、自分を守るため、傷つからないためという側面があるのかもしれませんが。

しかしそれが、単なる防御ではなく、自分の力や個性を積極的に生かす手段として使えるようになるのであれば、それはむしろ歓迎されるべきことではないかと考えています。ただし「分人」という在り方が、自分自身の内面の分断や、人間関係における不信につながらないことです。人と人とが安定した関係を築ける基盤は、最終的には、相互の信用と信頼にあると考えています。もし信頼が失われれば、「ある場では違う顔をしていたではないか」という形で、人間関係が崩れてしまう危険性があります。そうした事態を避けるためにも、「分人」や「マルチセルフ」を、信頼を前提とした肯定的な形で使うことの大切さを、人と深く付き合う経験の機会が十分に得られていない学生や子どもたちに、丁寧に伝えていくことが、私たち大人、そして教育に関わる者の役割ではないかと考えています。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今お話しなさったところに、今の大学生というのは、幼少期に、東日本大震災を経験し、それからコロナを中高時代に経験している。これからそういう経験した子どもたちがますます大学生になってくるんですね。一番多感な時期にすごく抑圧された、もしくはほかとのコミュニケーションを制限された時代を生きてきた子どもたちなんですよ。それをどうこれから我々が関わっていくのか、さらにZ世代と呼ばれるその子どもたちがそういう状況になっていた。小さいときからIT機器がすごく身近にあった子どもたちがそう

いう抑圧もしくは制限された中で生活を強いられて、結局はその世界に入ってしまう。あとはコミュニケーションがなかなかうまくとれないという状況で、でもそれでいいという、何かそういう納得感の中で成長してきている。そうした人たちが今これから学生を終えて社会人になっていくという、ちょうど狭間にいます。今の大学3年生が一番影響を受けていますが、本当に多感な時期に、成長のときに、今まで我々も経験したことのないような状況を2度も体験したということがどうこれから影響してくるのかというのはしっかり見ていかなきゃならないし、しっかり関わっていかなきゃならないと思います。

○郡市長 ありがとうございます。いかがでしょうか。では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 コミュニケーションというくくりになるかと思うんですけども、いじめ対策の策の中に、24時間の電話対応とかSNSのチャットを利用したりとか、策があるんですけども、今電話ができない子どもたちが増えてきておりまして、公衆電話を使ったことがないとか、硬貨を持って公衆電話をかけるという場面もなくなってきておりますし、学校の諸連絡などもスマホからの連絡とか、そういうのも増えてきている中で、電話でのこういった相談がどれぐらい活用されているのかなということと、あとはその声を出すという手段がすごく減ってきているので、我が社でも声出し訓練ってするんですけども、本当に声を出して相手に物を伝えるという場面が、学校生活だったり、仲間たちの間でもすごく減ってきていて、それも家庭の中でも減ってきていて、何かあったときに、いじめもそうですけれども、災害のときのSOSを出すというところにもつながるのかなと思って、公衆電話って何という会話を受けたときに衝撃を受けたものですから、SOSで出す、声を出すというのがすごくこれから訓練としてももしかしたら必要なのではないかなというのも、この一連の対策、取組を読んでいる中で大変感じました。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。コミュニケーションのツールはたくさんあるけれど、生身で声を出していろいろ話をし合うというチャンスというんでしょうか、それはやっぱり少なくなってきている状況もあるのかもしれませんが、そういう意味合いでは、今ご指摘いただいたこともなるほどと思いましたが、ぜひコミュニケーションツールのみならず、スキルのほうもしっかりと学校現場でも教育していただけるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

他にありますか。今日はその他のところでもいろいろと興味深いお話もしていただき

ましたけれども、庄司委員からも何か。

○庄司委員 最近感じていることが、そんなにちっちゃいこどもではないんですが、本当に高校生、大学生が何か参加してきたときに、1人で申込み、別に1人でいらっしやるのは全然構わないんですけども、友達を誘っていいんだよということと言うと、何かお友達に断られるのが怖いから誘えないというふうに答えるこどもが多いということに私はちょっと衝撃を受けました。だから、先ほど永富委員とかのお話の中にもありましたけども、友達とかという考え方が、私たちが考えている友達というのとは本当に違うのかなと。1年生だったら、友達100人できるかなって、そういう歌とかも、本当に今や何かそういうのもちょっと通じないのかなと。友達ってどういうのが友達なんだろうと、私もちょっと疑問というか、すごく考えれば考えるほど分からないんですけども。でも、今のこどもはそうなんだと。だから、いろいろチャレンジしたいことがあって、でも勇気のある子は1人でもそこに飛び込んでくる。だけど、誰かお友達とかも一緒に来てもいいんだよという言葉、もしかしたらそれも余計な言葉だったのかなという、とても最近考えさせられるというか、そういう場面がちょっと多いです。

だから、自分が子育てしたときの子育てというか、こどもの環境と今の環境は本当に変わっているんだと。佐藤委員からも、そういったこどもが育っている中で、震災があつたりとかコロナがあつたりとか、いろんなことがあつて、いや、確かに大人の私たちでもいろいろ対応というか、本当に目まぐるしく変わって大変な時代を、そこを何年か過ごしてきましたけれども、やっぱりこどもにとって多感な時期にそういうのってやっぱりいろいろ影響があるんじゃないのかなというふうに私も感じています。

○郡市長 先日、仙台で各国の高校生が集まった津波サミットというのが開かれたんですけども、高校生たちはあの震災を経験している子もいれば、していない子もいる。していたとしても、ほとんど記憶はないという、そういう年代のこどもたちでしたけれども、実に10か国でしたが、ものすごいコミュニケーションをとり合って、自分たちにできること、災害を乗り越えていく力というんでしょうか、災害文化を発信していくんだという、とても感動する宣言を取りまとめてくださいました。そういう意味では、言葉がなかなか通じ合わない他国のこどもたちであっても、そんなふう乗り越えて、まとまったことをちゃんとみんなで決意するんだという、これとても感動したものですから、やはりこどもたちの可能性というのは、状況として見えるところだけでなく、幅広い意味で可能性を信じていくということがやっぱり重要じゃないかなとも、今のお話を

伺いながら思ったところでもございました。

今回、皆様方にご議論いただきました教育構想について、最終取りまとめにも期待したいところでございますし、また、教育委員の皆様方にも、この総合教育会議の場のみならず、様々、こどもたち、本市の教育情勢についていろいろ見守っていただければ幸いに存じます。

今日は闊達（かっかつ）なご意見ありがとうございました。

3 その他

○事務局 事務局からでございますが、次回の会議についてでございます。次回の会議は調整を行った上で改めてご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

4 閉 会

○郡市長 ありがとうございました。